

官報

政令

○国外居住外国人等に対する債務の特例に関する政令の一部改正 四九七

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正 四九七

○国外居住外国人等に対する債務の特例に関する政令の一部改正 四九八

○運輸省職員定数規程の一部改正 四九八

○海外に発着する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令廃止 四九九

○告示 四九九

○町を市とする処分(岡山県) 四九九

○村の境界変更(広島県) 四九九

○同右(高知県) 四九九

○同右(長崎県) 四九九

○無線局承認 五〇〇

○無線局免許 五〇〇

○外国為替管理令により連合王国地域を指定する件改正 五〇三

○外国為替業務を営む営業所の新設許可 五〇四

○外国為替及び外国貿易管理法により両替業務を営むことについて認可 五〇四

○結核予防法第三十九條第一項に規定する診療報酬の例によることができないとき等の診療報酬の検査手数料指定 五〇五

○生物学的製剤の検査手数料指定 五〇五

○運輸審議会の決定(自動車運送事業経営免許について) 五〇六

○小型記念通信日附印を日本橋郵便局等に使用する件 五〇七

○厚生省報告例 五〇八

政令

国外居住外国人等に対する債務の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十二月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百八十五号

国外居住外国人等に対する債務の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

国外居住外国人等に対する債務の特例のためにする供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「当該供託に係る債務に関する法務府令、大蔵省令で定める書式による明細書と文三通及び英文六通」を、「法務府令、大蔵省令で定めるところにより、当該供託に係る債務に関する明細書」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十條を削り、第九條第一項中「場合においては、」の下に「前條第四項の規定によりする場合を除く外、」を加え、「還付を承諾する旨の承諾書(以下「承諾書」という。)」を「承諾書」に改め、同條第二項中「前項」を「前條第四

項又は前項」に改め、同條を第十條とし、第八條の次に次の一條を加える。
(還付請求の手續の特例)

第九條 この政令の規定により供託された供託物の還付を受ける権利を有する者は、当該供託物の還付を受けようとするときは、その還付を受けようとする際において国外居住外国人でない者である場合を除く外、連合国最高司令官が任命し、又は承認した使節団で法務府令、大蔵省令で定めるものに対し当該供託物の還付の請求に関する権限を委任しなければならない。

2 前項の委任を受けた使節団は、その委任された権限に基きその委任をした者に代り供託物の還付を請求するため、主務大臣に対し、その委任があつたことを証する書類を呈示して、当該供託物に係る供託書の引渡を請求することができる。

3 主務大臣は、前項の規定により使節団から供託書の引渡の請求を受けた場合においては、左の各号に掲げる措置を執らなければならない。

一 主務大臣が供託者であるとき、又は主務大臣が第五條第一項の規定により当該供託書の保管の委託を受けているときは、当該供託書を当該使節団に引き渡すこと。

二 前号の場合を除く外、供託者に對し、一定の期間を定め、その期間内に当該供託書を当該使節団に引き渡すべきことを命ずること。

4 主務大臣が前項第一号の規定により供託書を引き渡す場合又は供託者が同項第二号の規定により供託書を引き渡すべきことを命ぜられた場合において、供託が第四條第二項の規定によりされているときは、主務大臣又は当該供託者は、供託書の引渡に代え、還付を承諾する旨の承諾書(以下「承諾書」という。)を交付することができる。

第十二條中「第六條第二項及び附則第八項」を「附則第四項」に改める。

第十三條中「債務者が」の下に「国又は地方公共団体である場合において、この政令の規定による供託により弁済しようとする債務が国の行政事務の処理に伴い生じたものであるときは、当該行政事務の主任大臣とし、債務者が」を加え、「その他の法人」を「債務者がその他の法人(地方公共団体を除く。)」に、「その他の者である場合」を「その他の場合」に改める。

第十四條を次のように改める。

臣又は当該供託者は、供託書の引渡に代え、還付を承諾する旨の承諾書(以下「承諾書」という。)を交付することができる。

第十二條中「第六條第二項及び附則第八項」を「附則第四項」に改める。

第十三條中「債務者が」の下に「国又は地方公共団体である場合において、この政令の規定による供託により弁済しようとする債務が国の行政事務の処理に伴い生じたものであるときは、当該行政事務の主任大臣とし、債務者が」を加え、「その他の法人」を「債務者がその他の法人(地方公共団体を除く。)」に、「その他の者である場合」を「その他の場合」に改める。

第十四條を次のように改める。

正当な事由がなく第九條第三項第二号の規定に基き主務大臣の命令に違反して供託書の引渡を怠つた者(第九條第四項の規定により当該供託書の引渡に代え当該命令において供託書の引渡を命ぜられた期間内に承諾書を交付した者を除く)は、五万円以下の過料に処する。

附則第八項及び第九項中「第六項」を「附則第二項」に改め、附則第二項から附則第五項までを削り、附則第六項を附則第二項とし、以下四項ずつ繰り上げる。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正前の国外居住外国人等に対する債務の特例に関する政令(以下「旧令」という。第六條及び第十四條第一号の規定は、この政令施行前旧令第六條第一項の規定によりされた主務大臣の命令及び当該命令に係る供託について、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

旧令第十條(旧令附則第二項において準用する場合を含む)第十四條の政令施行前旧令第十條第一項(旧令附則第二項において準用する場合を含む)の規定によりされた主務大臣の命令、当該命令に基き供託書又は承諾書の交付及び当該交付を受けた者がする還付の請求については、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

ては、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

旧令第十條(旧令附則第二項において準用する場合を含む)第十四條の政令施行前旧令第十條第一項(旧令附則第二項において準用する場合を含む)の規定によりされた主務大臣の命令、当該命令に基き供託書又は承諾書の交付及び当該交付を受けた者がする還付の請求については、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

旧令第六條、第十條(旧令附則第二項において準用する場合を含む)及び第十四條並びに旧令附則第三項及び第四項の規定は、この政令施行前連合国最高司令官から指示された事項については、前二項に規定する場合を除く外、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

旧令第十二條の規定は、第二項の規定によりなおその効力を有する旧令第六條第二項の規定により旧令第三條第一項の主務大臣の認定があつたものとみなされた債務の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付については、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

法務総裁 大橋 武夫
大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十二月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

ては、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

旧令第十條(旧令附則第二項において準用する場合を含む)第十四條の政令施行前旧令第十條第一項(旧令附則第二項において準用する場合を含む)の規定によりされた主務大臣の命令、当該命令に基き供託書又は承諾書の交付及び当該交付を受けた者がする還付の請求については、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

毎日新聞 第三十三日

政令第三百八十六号
旧日本占領地域に本店を有する
会社の本部内にある財産の整理
に関する政令の一部を改正する
政令

法務省令第三号
大蔵省令第三号
法務省令第三号
大蔵省令第三号

Table with columns: 省令, 区, 分, 定数, 備考. Lists various government orders and their details.

Table with columns: 海運局, 地方支分部局, 合計. Lists personnel counts for various maritime and regional offices.

Table with columns: 海難審判庁, 区, 分, 定数, 備考. Lists personnel counts for the Maritime Disaster Tribunal.

告示
●電氣通信省令第三十四号
●電氣通信省令第三十五号
●電氣通信省令第三十六号

告示
●総理府告示第四百二十五号
●総理府告示第四百二十六号
●総理府告示第四百二十七号

511 昭和26年12月25日 火曜日

官報

第7490号

昭和26年12月25日 火曜日

官報

第7490号 510

文部省公告

著作権譲渡登録
登録番号
著作物の表示
発行年月日
著作者
目的
登録の年月日
の氏名
目的

通商産業省公告

保安技術職員国家試験の期日および試験地
保安技術職員国家試験の期日
保安技術職員国家試験の試験地

建設省公告

新地開行公告
当所において新たに左記の地図を発行した

裁判所公告

除権判決
裁判官 大竹 緑
裁判官 大竹 緑

会社その他の公告

解社公告(第一回)
解社公告(第二回)
解社公告(第三回)

昭和二十六年(一)第八〇号
別紙目録表示の証券に付申立人の申立に基づき

昭和二十六年(一)第九〇号
別紙目録表示の証券に付申立人の申立に基づき

解社公告(第一回)
解社公告(第二回)
解社公告(第三回)

解社公告(第一回)
解社公告(第二回)
解社公告(第三回)

解社公告(第一回)
解社公告(第二回)
解社公告(第三回)

昭26.12.25.

1 昭和26年12月25日 火曜日 官報(号外) 第105号(12頁)

官報

号外(第百五号)

目次
 大蔵省公告
 税理士名簿登録者氏名公告
 法務府公告
 押收物還付公告

大蔵省公告

○税理士名簿登録者氏名公告
 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二十七條の規定により税理士名簿登録者氏名を次のとおり公告する。
 昭和二十六年十二月二十五日
 国税庁長官 高橋 衛

登録番号	氏名	登録番号	氏名
一	一ノ瀬長治	一	山本 正
二	柴田 義彦	二	藤本 正
三	河台 博	三	山本 正
四	佐々野虎一	四	藤本 正
五	中野 宇吉	五	山本 正
六	三野 義茂	六	藤本 正
七	加藤 謙治	七	山本 正
八	加藤 謙治	八	藤本 正
九	谷 幹一	九	山本 正
一〇	谷 幹一	一〇	藤本 正
一一	公文 眞行	一一	山本 正
一二	斎藤 弘文	一二	藤本 正
一三	永清 時蔵	一三	山本 正
一四	吉田 一枝	一四	藤本 正
一五	森本 正雄	一五	山本 正
一六	岡本 太郎	一六	藤本 正
一七	加藤 大誠	一七	山本 正
一八	高木 英男	一八	藤本 正
一九	宇野 俊保	一九	山本 正
二〇	山田 熊雄	二〇	藤本 正
二一	寺田 俊保	二一	山本 正
二二	岡田 熊雄	二二	藤本 正
二三	古館 尚也	二三	山本 正
二四	瀧良 泰治	二四	藤本 正
二五	原野 一美	二五	山本 正
二六	坂本 吉勝	二六	藤本 正
二七	高田 治尚	二七	山本 正
二八	塩田 賢通	二八	藤本 正
二九	吉田 賢通	二九	山本 正
三〇	上村 千一郎	三〇	藤本 正
三一	森又 平一郎	三一	山本 正
三二	高坂 安太郎	三二	藤本 正
三三	川上 主一	三三	山本 正
三四	佐々木 康雄	三四	藤本 正
三五	越村 安太郎	三五	山本 正
三六	吉野 辰雄	三六	藤本 正
三七	坂野 兵衛	三七	山本 正
三八	佐々木 力松	三八	藤本 正
三九	大塚 幸夫	三九	山本 正
四〇	大塚 幸夫	四〇	藤本 正
四一	浅井 稔	四一	山本 正
四二	高橋 二平	四二	藤本 正
四三	高橋 二平	四三	山本 正
四四	湯浅 恭三	四四	藤本 正
四五	塚田 保雄	四五	山本 正
四六	塚田 保雄	四六	藤本 正
四七	高橋 二平	四七	山本 正
四八	高橋 二平	四八	藤本 正
四九	高橋 二平	四九	山本 正
五〇	高橋 二平	五〇	藤本 正
五一	高橋 二平	五一	山本 正
五二	高橋 二平	五二	藤本 正
五三	高橋 二平	五三	山本 正
五四	高橋 二平	五四	藤本 正
五五	高橋 二平	五五	山本 正
五六	高橋 二平	五六	藤本 正
五七	高橋 二平	五七	山本 正
五八	高橋 二平	五八	藤本 正
五九	高橋 二平	五九	山本 正
六〇	高橋 二平	六〇	藤本 正

六一	並木 俊夫	六一	石塚 陸
六二	小侯 延夫	六二	藤田 俊夫
六三	但馬 弘衛	六三	松村 末治
六四	中條 海造	六四	鎌田 丸夫
六五	野間 隆造	六五	西村 清次
六六	三浦 久三郎	六六	西村 清次
六七	正岡 勝男	六七	西村 清次
六八	齋藤 清太郎	六八	西村 清次
六九	田中 染吉	六九	西村 清次
七〇	熊谷 泰事郎	七〇	西村 清次
七一	古賀 幸太郎	七一	西村 清次
七二	井上 峯龜	七二	西村 清次
七三	岡田 由太	七三	西村 清次
七四	杉本 英太郎	七四	西村 清次
七五	松本 嘉一郎	七五	西村 清次
七六	津島 幸右衛門	七六	西村 清次
七七	熊田 幸次郎	七七	西村 清次
七八	齋藤 清太郎	七八	西村 清次
七九	齋藤 清太郎	七九	西村 清次
八〇	齋藤 清太郎	八〇	西村 清次
八一	齋藤 清太郎	八一	西村 清次
八二	齋藤 清太郎	八二	西村 清次
八三	齋藤 清太郎	八三	西村 清次
八四	齋藤 清太郎	八四	西村 清次
八五	齋藤 清太郎	八五	西村 清次
八六	齋藤 清太郎	八六	西村 清次
八七	齋藤 清太郎	八七	西村 清次
八八	齋藤 清太郎	八八	西村 清次
八九	齋藤 清太郎	八九	西村 清次
九〇	齋藤 清太郎	九〇	西村 清次
九一	齋藤 清太郎	九一	西村 清次
九二	齋藤 清太郎	九二	西村 清次
九三	齋藤 清太郎	九三	西村 清次
九四	齋藤 清太郎	九四	西村 清次
九五	齋藤 清太郎	九五	西村 清次
九六	齋藤 清太郎	九六	西村 清次
九七	齋藤 清太郎	九七	西村 清次
九八	齋藤 清太郎	九八	西村 清次
九九	齋藤 清太郎	九九	西村 清次
一〇〇	齋藤 清太郎	一〇〇	西村 清次

号外

毎日新聞
第三十五卷第三三三三號

Table with multiple columns listing names and numbers, organized in a grid format. Includes names like 佐久間, 片桐, 大塚, etc.

Table with multiple columns listing names and numbers, organized in a grid format. Includes names like 石川, 小川, 大野, etc.

号外

Table of names and numbers, organized in columns. Includes names like 田の岡里, 佐藤武, 菅原龍夫, etc.

Table of names and numbers, organized in columns. Includes names like 木村喜一郎, 吉野秀雄, 中野金三郎, etc.

Table of names and numbers, likely a list of candidates or officials. Columns include names like 手島, 伊東, 江利, etc., and numbers.

Table of names and numbers, likely a list of candidates or officials. Columns include names like 石村, 岡田, 山田, etc., and numbers.

法務府公告

押收物還付公告
左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
一、中古茶色折紙一枚
二、中古茶色折紙一枚
三、中古茶色折紙一枚
四、中古茶色折紙一枚
五、中古茶色折紙一枚
六、中古茶色折紙一枚
七、中古茶色折紙一枚
八、中古茶色折紙一枚
九、中古茶色折紙一枚
十、中古茶色折紙一枚

押收物還付公告
左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
一、中古茶色折紙一枚
二、中古茶色折紙一枚
三、中古茶色折紙一枚
四、中古茶色折紙一枚
五、中古茶色折紙一枚
六、中古茶色折紙一枚
七、中古茶色折紙一枚
八、中古茶色折紙一枚
九、中古茶色折紙一枚
十、中古茶色折紙一枚

一、同A第八一號(同) 換領金 五百七十三円八 二、同A第八二號(同) 換領金 三百五十九円 三、同A第八三號(同) 換領金 九百八十六円七十 四、同A第八四號(同) 換領金 九百八十六円七十 五、同A第八五號(同) 換領金 九百八十六円七十 六、同A第八六號(同) 換領金 九百八十六円七十 七、同A第八七號(同) 換領金 九百八十六円七十 八、同A第八八號(同) 換領金 九百八十六円七十 九、同A第八九號(同) 換領金 九百八十六円七十 一〇、同A第九〇號(同) 換領金 九百八十六円七十	一、同A第九六號(同) 換領金 一千五百十三円 二、同A第九七號(同) 換領金 一千一百二十四円 三、同A第九八號(同) 換領金 一千一百二十四円 四、同A第九九號(同) 換領金 一千一百二十四円 五、同A第一〇〇號(同) 換領金 一千一百二十四円 六、同A第一〇一號(同) 換領金 一千一百二十四円 七、同A第一〇二號(同) 換領金 一千一百二十四円 八、同A第一〇三號(同) 換領金 一千一百二十四円 九、同A第一〇四號(同) 換領金 一千一百二十四円 一〇、同A第一〇五號(同) 換領金 一千一百二十四円	一、同A第一〇九號(同) 換領金 九百九十六円 二、同A第一一〇號(同) 換領金 九百九十六円 三、同A第一一一號(同) 換領金 九百九十六円 四、同A第一一二號(同) 換領金 九百九十六円 五、同A第一一三號(同) 換領金 九百九十六円 六、同A第一一四號(同) 換領金 九百九十六円 七、同A第一一五號(同) 換領金 九百九十六円 八、同A第一一六號(同) 換領金 九百九十六円 九、同A第一一七號(同) 換領金 九百九十六円 一〇、同A第一一八號(同) 換領金 九百九十六円	一、同領第九三三號(同) 換領金 一千七百四十一円 二、同領第九三四號(同) 換領金 一千七百四十一円 三、同領第九三五號(同) 換領金 一千七百四十一円 四、同領第九三六號(同) 換領金 一千七百四十一円 五、同領第九三七號(同) 換領金 一千七百四十一円 六、同領第九三八號(同) 換領金 一千七百四十一円 七、同領第九三九號(同) 換領金 一千七百四十一円 八、同領第九四〇號(同) 換領金 一千七百四十一円 九、同領第九四一號(同) 換領金 一千七百四十一円 一〇、同領第九四二號(同) 換領金 一千七百四十一円
--	--	---	---

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

印刷 庁